

## 第2章 みどりと環境

### 第1項 概要

練馬区では良好な樹林地を保全するために、全国の他の自治体に先駆けて憩いの森制度を創設しました。これを契機とし昭和52年、「みどりを保護し回復する条例」（平成19年に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に改正）を制定し、新たなみどりを創出するための施策として公園緑地等の整備、みどりの街並みづくり助成制度等による民有地の緑化といった多様な緑化施策を展開しています。平成10年には地域特性を活かした個性あるみどりの保全や創出を行うために「練馬区みどりの基本計画」を策定し、平成18年には、今のこどもたちが大人になって活躍する概ね30年後に緑被率を30%にすることを目指し「みどり30推進計画」を策定しました。「みどり30推進計画」については平成23年度に前期5か年の事業計画が終了し、現在計画の見直しを進めています。今後も、練馬のみどりの保全と創出に向けて「こどもの森事業」など新たな施策にも積極的に取り組んでいきます。

#### (1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、昭和52年3月に「みどりを保護し回復する条例」、また、昭和57年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、これらを基本としたみどりのまちづくりを積極的におこなってきました。その後、平成3年には「第二次みどりを保護し回復する計画」を定め、練馬のみどりを石神井川、白子川、旧田柄川の3つの河川に沿った軸でとらえ、これらの軸を中心に、みどりの拠点の整備、充実を目指してきました。

また、条例制定から約30年を経て練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化してきており、区のみどりの実態および将来を見据えた条例の見直しが必要となりました。

そのため、みどりのまちづくりを総合的・計画的に推進することを目的として、現状の課題を解決する新しい緑化制度等をもりこんだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」へ改正し、平成19年12月に制定しました。

#### (2) 練馬区みどりの基本計画

区は、都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成10年に策定し、総合的に緑化行政を進めてきました。平成21年1月には、策定から10年を経たことから、その成果や課題を整理し、平成18年に実施したみどりの実態調査、社会動向や関連する法や制度の改定を踏まえ、改定を行いました。新しい計画では、みどりの将来像として「みどりを愛し いのちを守りはぐくむまち ねりま」を掲げ、「区民みんなのみどりを愛し育みます」、「いのちをはぐくみます」、「郷土のみどりを継承します」、「新しいみどりを広げます」、「みどりと水のネットワークをつくります」の5つの基本方針のもとに施策を示しています。数値目標は、①区民一人当たり公園面積6㎡ ②緑被率30%を目指すの2点を挙げています。

### (3) みどり 30 推進計画

みどりを保護し回復する条例制定時に 34%あった練馬区の緑被率が平成 13 年に 20.9%にまで減少したことから、今のこどもたちが大人になって活躍する概ね 30 年後に 30%になることを目指し、平成 18 年 1 月に区長を本部長とする全庁的組織「みどり 30 推進本部」を設置し、平成 18 年 12 月に「みどり 30 推進計画」を策定しました。

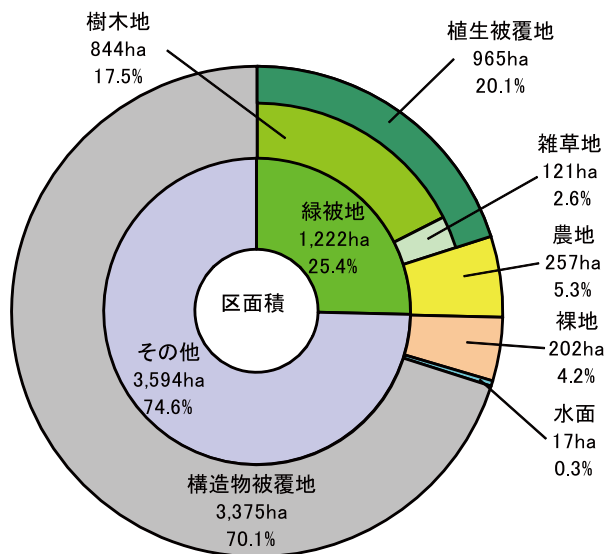
推進計画では、①区立学校のみどりを増やす、②公共施設のみどりを増やす、③道路や河川などの連続するみどりを増やす、④公園を増やす、⑤宅地のみどりを守り増やす、⑥農地を守る、⑦樹林を守る、の 7 つの柱からなる施策によって、みどりの保全と創出を進めることとしています。

### (4) みどりの実態調査

区内のみどりの現況の把握を目的として、条例にもとづき 5 年ごとにみどりの実態調査を実施しています。

[平成 23 年度調査結果]

■緑被等の内訳



■緑被率の推移

